

地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業
審査基準

1 採択団体の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者から又は一定の条件を満たす等の複数の者を採択団体に決定する。

2 審査方法

提出書類に基づき、こども家庭庁に設置された審査委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

3 評価方法

評価は以下の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、当該審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

【評価項目】

①採択団体に対する評価

○事業の実施に必要な人員や組織体制が整っているか。

②業務内容に関する評価

○事業の目的、計画について

- ・ 支援メニューの開発・実証の目的が、本事業の目的に合致しているか。本事業において取り組む支援メニューとしてふさわしいものであるか。
- ・ 支援メニューの開発・実証の計画が、当該開発・実証の目的を達成するための計画として妥当又は優れたものであるか。当該開発・実証の計画として合理的か。

○事業実施の内容について

- ・ 支援メニューの実施内容が、時期に応じて具体的に企画されているか。
- ・ 支援メニューの実施内容に特色・特徴があるか。

○見込まれる成果について

- ・ 支援メニューの開発・実証で得られる成果等に魅力があるか。
- ・ 支援メニューの開発・実証で得られた成果等の普及を図ることが期待できるか。

○支援体制について

- ・ コーディネーター（コーディネーターを置かない場合は、当該役割を担う

職員）を活用することにより、教育委員会や関係機関等の連携促進に資する内容となっているか。

- ・ 支援メニューの実施に当たり、連携する部署、関係機関等との連携内容や役割分担について、具体的に記載されているか。

○事業の経費について

- ・ 妥当な経費が示されているか。

【評価基準】

「①採択団体に対する評価」及び「②業務内容に関する評価」テーマに係る評価基準は以下の５段階評価を行う。

優れている	５点
やや優れている	４点
普通	３点
やや劣っている	２点
劣っている	１点

４ 選定結果の通知

選定終了後、30 日以内に全ての公募団体に選定結果を通知する。なお、選定結果の通知に併せ、選定された公募団体に対し、審査委員会の審査意見を踏まえた計画の見直し等を要望する場合がある。